



2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 株式会社エーワン精密
s 代表取締役社長 林 哲也
(コード番号：6156 東証スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役社長 林 哲也
(TEL. 042-363-1039)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度の改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定について決議しました。これらに関する議案を 2025 年 9 月 27 日開催予定の第 35 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の本制度の改定の概要

当社は、2023 年 9 月 23 日開催の第 33 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

当社は、2025 年 9 月 27 日開催の第 35 期定時株主総会において、取締役の構成に多様性をもたせガバナンスと海外事業展開の強化を目的に、社外取締役を選任いたしました。業務執行に携わる取締役のインセンティブ向上と株主の皆様との価値共有を目指して、新たに本制度の対象者に当社の社外取締役を追加するとともに、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額 50,000,000 円以内から年額 50,000,000 円以内（うち社外取締役分は 10,000,000 円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に変更するとともに、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 25,000 株から年 25,000 株以内（うち社外取締役分は年 5,000 株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）に変更いたします。

2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2023 年 8 月 10 日付で公表した「役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上